平成29年1月25日規則第1号

改正

平成29年10月13日規則第31号 平成30年9月27日規則第24号 平成31年2月13日規則第6号 令和元年9月30日規則第13号 令和元年10月4日規則第14号 令和2年9月25日規則第47号 令和3年7月30日規則第35号 令和3年7月30日規則第35号 令和3年9月24日規則第40号 令和5年10月19日規則第20号 令和6年10月1日規則第21号

播磨町保育施設等の利用調整に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項に規定する保育所、 認定こども園、又は家庭的保育事業等(以下「保育施設等」という。)の利用に係る調整及 び要請について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に定 めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行制(平成26年内閣府令第44号)並びに児童福祉法において使用する用語の例による。
 - (1) 町内保育士 播磨町(以下「町」という。) 内保育施設等又は町立幼稚園に所属する保育士(みなし保育士を含む。)、保育教諭若しくは幼稚園教諭をいう。
 - (2) 教育・保育給付認定 法第20条第4項の規定による教育・保育給付認定をいう。
 - (3) 町外受託申込者 町に在住していない児童の保護者(転入予定者又は町内保育士(内定している場合を含む。)を除く。)であって、当該保護者が在住する地方公共団体を経由して町内保育施設等の利用について申し込んでいるものをいう。
 - (4) 企業主導型保育事業 企業主導型保育事業等の実施について(令和5年6月27日付け こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知)別紙第2に規定する企業主導型保育事業をいう。 (利用申込み)
- 第3条 教育・保育給付認定を受けた児童の保護者は、保育の利用を希望するときは、教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書(児童台帳)(別記様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により保育の利用を希望する保護者は、利用調整のための審査及び調査に必要な書類を提出しなければならない。ただし、教育・保育給付認定の申請をするときに、利用 調整のために必要な書類の提出があったと認められる場合は、これを省略できる。 (利用調整)
- 第4条 町長は、前条の規定による利用申込みがあったときは、別表第1に定める利用調整基準に基づき算定した指数が高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定するものとす

- る。この場合において、当該指数が同一である児童が複数いる場合は、別表第2に定める順位により保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。ただし、町外受託申込者の優先順位が、町内在住申込者の優先順位を上回ることはないものとする。
- 2 町長は、前項に規定する利用調整 (以下「利用調整」という。) の結果、保育の利用を決定したときは、当該利用申込みをした保護者に通知するものとする。
- 3 町長は、利用調整の結果、次のいずれかに該当するときは、当該利用申込みをした保護者 に対し保育の利用を認めないことができる。この場合において、町長は、当該利用申込みを した保護者に通知するものとする。
 - (1) 希望する保育施設等の利用児童総数が、既に利用定員を超過しているとき。
 - (2) 第1項の規定により決定した優先順位が当該利用申込みに係る児童より高い児童について保育の利用を決定したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。
- 4 町長は、現に2人以上の小学校就学前子どもが、それぞれ異なる保育施設等又は町立幼稚園を利用している町内在住保護者(全ての小学校就学前子どもが町立幼稚園を利用している場合を除き、保育施設等の利用は保育の利用に限る。以下「異なる施設利用保護者」という。)が存在する場合において、翌年度当初までの間に新設予定保育施設等(町内で新たに開所する予定の保育施設等をいう。以下同じ。)があるときは、必要に応じて当該異なる施設利用保護者の意向を確認し、当該異なる施設利用保護者に係る小学校就学前子どもについて、他の小学校就学前子どもに先行して新設予定保育施設等に係る利用調整を行うことができる。

(利用申込みの特例)

第5条 町長は、前条第3項の規定により保育の利用を認めないものとした保護者が、引き続き当該保育の利用を希望する場合は、当該利用申込みにより保育の利用を希望した月の属する年度の3月を対象とした利用調整をするまでの期間利用申込みがあったものとみなし、再度の利用申込みを必要としないことができる。

(調査)

- 第6条 町長は、利用調整に関し必要な調査を行うことができる。
- 2 町長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、関係人に対し、文書の提出若しくは提示又は説明等を求めることができる。

(保育施設等の利用の制限又は実施の解除)

- 第7条 町長は、児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を制限 し、又は保育の実施を解除することができる。
 - (1) 保護者が法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者でなくなったとき。
 - (2) 保護者が児童の退所又は長期の欠席を届け出たとき。
 - (3) 児童が保育施設等を月の初日から末日までの期間の全日数にわたって欠席したとき。
 - (4) 児童が感染症疾患を有し、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 町外に転出したとき。
 - (6) その他町長が保育の実施の継続を不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により保育の実施を解除するときは、その理由を付して、当該児童の保護者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、保育所等の利用調整に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による規定は、平成29年度以後の保育所等利用申込から適用し、平成28年度以前の保育所等利用申込については、なお従前の例による。

附 則(令和7年10月10日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の播磨町保育施設等の利用調整に関する規則の規定は、令和8年4 月1日以後の入所を希望する利用申込みから適用し、同日前に入所を希望する利用申込みに ついては、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

1 基準指数

I	۱ ټــ	打日奴		1					
番号	保護者の状況								
笛勺	类	頁型	細目	基準指数					
1			20						
2			月144時間以上の就労を常態とするもの	18					
3			月128時間以上の就労を常態とするもの	16					
4	京	就労	月112時間以上の就労を常態とするもの	14					
5			月96時間以上の就労を常態とするもの	12					
6			月80時間以上の就労を常態とするもの	10					
7		月64時間以上の就労を常態とするもの							
8	女	妊娠 妊娠中(番号9に該当するものを除く。)であるもの							
9	出産		出産予定月又は出産月の後8週目を含む月末までの期間に あるもの						
10		入院	傷病等(難病を含む。以下同じ。)により1月以上の入院 を要すると医師が診断し、又は現に1月以上入院している もの	20					
11	疾病		傷病等により常時臥床状態の安静を要すると医師が診断し たもの	20					
12	又は負傷	居宅内療	傷病等により日常生活に著しい制限を要すると医師が診断 し、又は週3日以上の通院若しくは通所を要する一般療養 のもの	14					
13		養	傷病等により保育が困難であると医師が診断したもの	11					
14			番号11、12及び13以外のもので、療養を要すると医師が診 断したもの	8					
15	ß	章害	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級を保持するもの	20					
16	_		身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定若しくはB2判定						

		又は精神障害者保健福祉手帳3級を保持するもの	
17		身体障害者手帳4級、5級又は6級を保持するもの	8
18		身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級、特別児童扶養手当1級資格者証を保持する者又は番号10若しくは11に該当すると医師が診断した者の介護又は看護を行っているもの	20
19	常時介護 又は看護	身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定若しくはB2判定、精神障害者保健福祉手帳3級、特別児童扶養手当2級資格者証を保持する者又は番号12に該当すると医師が診断した者の介護又は看護を行っているもの	12
20		身体障害者手帳4級、5級又は6級を保持する者又は番号 13若しくは14に該当すると医師が診断した者の介護又は看 護を行っているもの	8
21	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているも の	20
22	求職活動	求職のための活動をしているもの	4
23	就学・職	学校、専修学校若しくは各種学校又は公共職業能力開発施 設等に月64時間以上通学するもの	8~20
24	業訓練	番号23以外のもの	4
25	虐待・D V	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第1条第2項に規定する被害者である場合又は児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) 第2条に規定する児童虐待を受けた児童の保護者であるもの	20
26	その他	番号1から25までに掲げるもののほか、保育の利用が必要であると認められるもの	4~20

備考

- 1 この表の基準指数は、各番号に掲げる保護者の状況に該当するものが複数ある場合は、当該基準指数の値が最も高いものを適用する。
- 2 番号1から7までに規定する就労時間には、労働基準法(昭和22年法律第49号)第34条 第1項に規定される最低限度の休憩時間を含むものとする。また、保護者が自ら営む事業 の開始予定日が利用調整の対象となった月(当該月が4月の場合に限り、利用申込みのあ った日から当該月までの期間を含む。)に属する日である場合における起業準備に要する

時間は、就労時間とみなす。

- 3 番号23に規定する「学校、専修学校若しくは各種学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校、専修学校又は各種学校をいい、「公共職業能力開発施設等」とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく公共職業能力開発施設及び職業訓練施設をいう。
- 4 番号23の基準指数は番号1から7までに掲げる基準指数の例によるものとする。
- 5 各保護者の最も高い基準指数の和を保護者の数で除した数値を当該児童に係る基準指数とする。

2 調整指数

	<u> </u>	,
条件番号	条件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労し、又は就労が内定しているとき。	3
2	ひとり親家庭であるとき。	5
3	主たる生計者が解雇、倒産等により早急に就労することを要するとき (基準指数の類型が求職活動に該当するものに限る。)。	10
4	申込児童が身体障害者手帳若しくは療育手帳を保持するとき、又はそれ と同程度の障害を有すると認められるとき。	4
5	申込児童が双生児その他これに類する児童であり、当該児童(転園を希望する児童を除く。)が同時に保育施設等の利用を希望するとき。	2
6	3歳以下の児童を対象とする家庭的保育事業等を利用している場合で、 当該利用に係る児童が対象年齢外となることに伴い保育施設等の利用を 希望するとき。	7
7	申込児童の兄弟姉妹が引き続き利用する保育施設等の利用を希望するとき。	3
8	条件番号7に該当する場合で、申込児童が希望する保育施設等と異なる 保育施設等を利用しているとき。	4
9	同時に2人以上の児童(利用している保育施設等からの転園を希望する 児童を除く。)について保育の利用を希望するとき。	3
10	申込児童が保育施設等の一時預かり又は認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む。)を月64時間以上現に利用しているとき。ただし、条件番号11に該当する場合においては、やむを得ずに復職している場合に限る。	2
11	保護者が産後休業又は育児休業を取得している場合で、希望する保育の利用開始日が属する月の翌月1日までに復職予定(育児休業の期間を前倒して復職する見込みの場合を含む。)のとき(復職予定であった保護者が、保育の利用が決定しなかったことにより、やむを得ず復職している場合を含む。)。	3
12	利用希望日の属する年度と同一年度に自己都合による辞退歴があるとき。	-10

13	町内保育施設等を利用する児童が転園を希望するとき(条件番号8に該当するもの若しくは条件番号17又は20に該当するものであって町長がやむを得ないと認めたものを除く。)。	- 5
14	保護者が、町内保育士として就労し、又は内定しているとき(月160時間以上勤務する場合に限る。)。	10
15	保護者が、町内保育士として就労し、又は内定しているとき(条件番号 14に該当するものを除き、月120時間以上勤務する場合に限る。)。	6
16	保護者が、町内保育士として就労し、又は内定しているとき(条件番号 14又は15に該当するものを除く。)。	3
17	虐待のおそれがある場合等、社会的擁護が必要であると認められると き。	5
18	保育所等の利用予約を申請しており、仮決定を既に通知されているとき。	20
19	申込児童が同一保育施設等において、認定こども園教育部(認定こども 園の機能のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」と いう。)第2条第8項に規定する教育を行う機能を有する部分をいう。 以下同じ。)から認定こども園保育部(認定こども園の機能のうち、認 定こども園法第2条第9項に規定する保育を行う機能を有する部分をい う。)への移行を希望しているとき(基準指数の類型が求職活動に該当 する場合を除く。)。	10
20	児童福祉等の観点から特に保育の利用が必要であると認められるとき。	1~10

備考

- 1 調整指数は、各条件に該当するものが複数ある場合は、当該調整指数を合算して算出するものとする。
- 2 条件番号2に規定するひとり親家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法 律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。
- 3 条件番号10に規定する一時預かりとは、児童福祉法第34条の12第1項に規定する届出を行った施設のうち、「一時預かりの実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号)で定める一般型の事業を行う施設をいい、認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)をいう。
- 4 条件番号9及び13に規定する保育施設等は、認定こども園教育部を除くものとする。

別表第2(第4条関係)

順位	項目
1	保育施設等の希望順位が高いもの
2	保護者のいずれかが町内保育士として勤務している世帯(月120時間以上勤務する場合に限る。)
3	保護者のいずれかが町内保育士として内定している世帯(月120時間以上勤務する場合に限る。)
4	申込児童の待機期間(引き続き保育の利用を希望している期間をいう。)が長いもの
5	別表第1に定める利用調整基準に基づき算定した基準指数が高いもの
6	町内に勤務し、又は内定しているもの
7	申込児童が過去にいずれの保育施設等も利用していないもの
8	利用者負担額算定基準となる課税年度の世帯収入が少ない世帯
9	養育する児童の人数が多い世帯
10	過去に保育料を滞納していない世帯
11	申請日が早い世帯

加配物工	(男3年)別
<u></u>	-5 /44 - 4 88141

□新規□継続□転回

4	E	H	Г



教育·保育給付認定申請書兼教育·保育進設等利用申込書(見宣台帳)

播磨町長様

次のとおり施設型給付登・地域型保資給付款に係る教育・保育給付銀定の申請及び特定教育・保育施設等の利用申込みをします。

	フリガナ		NO 13 JAC TO BE SEEN FOR			生年月日		11 + 23 / E DE-	年	月	日生
	27/11/					工千万口					
申請 児童						#4B40		年	CALL D	らの甲属の	り有業
児童	氏名					年4月1日 時点の年齢	R		有 ·	無	
保護者道	総先	(父機高)			(母携帝)			(自宅)			
	_	₹	-								
現在の住	新地①	兵庫県加古	都看唐町								
200 A A 4 B	4	1 14 15 16 16 16	年1月1日時点		内		月1日時点				
			可外の場合は以下に			米住所地が町を					
		□父	果·敦·金·集	ψ-15	·町·村	□×	響·道·療·県	40.0	·斯·村		
(前年及び	◆ 平)	口母	伊·道·安·県	市-医	-町·村	口母	幅·道·府·県	市・日	・町・村		

1.世帯員の状況(二世帯住宅や関連などでも、同一急地内の場合は、「同居」とみなして全員個人してください)

×	祖住	が地で生計を一にしている見	とかいる	場合は、戸筒	日本及び住.		Φ£Γ	اغزاها	て記入してください。
	中勝者	フリガナ	見宣 と 種柄	生年月	1 🗆	年 4月1日 時点の 年齢	性別	100条 青春	保育を希望する月の状況 (叙労、育休中等)
	_		×	#	月 日生	Ř	男・女	有・無	飲労・青体・療養・介護・水油 その他()
	_		毋	年	月日生		男・女	有・無	献労・青休・蝦養・血体・妊娠・予定日() 介護・水臓 その他()
児	中語のなる場合		枞	年	月日生	ė	男 · 女	有· 無	現在利用中の施設 現在申請中の施設 す () す () 。
置の世帯	** ** **			4 .	月日生		易・女	有・無	現在利用中の施設 現在申請中の施設 す () す () 。
Ä	を ないまない はんしゅう			年	月日生	2	男・女	有・無	
	本を選択して			年	月日生	£	男 · 女	有·無	
	てく然もい・			# .	月 日生	Ř	男・女	有・無	

2.保育を希望する期間、希望する特定教育・保育施設等

教育·保育を希望で	する期間	年	Я	日から	年	月末日まで ログ	小学校就学前まで					
保育が	(決定しなかっ	た場合は、引き続き	□希望する	口希望しない								
〇町外保育施設等を看望される場合は、必ず町内保育施設より上位に町外保育施設等を記憶してください。												
	第1希皇		特重理由			幼稚園、歴史にども (有りの場合、幼稚園						
	第2希望		赤道海由			□有	口無					
****	第3特里		希里理由			併願する	施設名					
希望する 特定教育・保育施設 等	第4希望		赤道海由									
•	第6帝皇		希里理由			希望する	東斉時間					
	第6希望		希望現由			口標準時間	□短時間					
	第7希望		希望理由			< 第7希望(±0~2歳見クラスの)	·希望可能					

※標準時間:1日為たり11時間の保育 ※短時間:1日あたり8時間の保育

3.同時に利用を申し込む兄弟妹妹がいる場合別報もご提出ください。

(裏面もご記入ください。)

4.児童、家庭の状況等

出生	主時の	の状況		妊娠(週目)で出産	出	生時	本重(g)							
分娩時の状況			□正常 □手術 □吸引 □その他()																		
	Г			ロなし	_		□ā	54)	(ありの	方は	以下に	:記:	えしてく	ださい)							_
				病名								病	院名								
	慢(性疾患等		発症生	手齢				歳		か月	-		の頻度	口年	□3月	口月	□调	ı		
				70		等か	がある	方は、診							<u> </u>						
				口なし			□ā	54)	(ありの	方は	以下	:記:	入してく	ださい)							
				今までにショック症状を起こしたことはありますか?												□\\	ハえ		□l‡	:11	
健康状況	食	物アレルギー	除去食を実施していますか?												□\ <u>\</u>	ハえ		□lå	:L\		
状況			除去に	こあた	って	は医館	師の指示	に基っ	づいて	います	トか?	?		口いいえ				□lt	:11		
				※ショ	※ショック症状があった場合や除去食が必要な場合は、医師の生活指導表等が必要です。																
	食物	か以外のアレル :	# -	□なし	□なし □あり → アレルギーの種類()
	アト	トピーの有無	ŧ	ロなし			□ā	54)													
	ひ	きつけの経り	剣	口なし			□ā	5り →(歳		ħ)月 [コ発熱な	il []発熱あ	,y→		°C	[回)
	863	薬の有無		口なし	,		□ā	54) → [□朝		昼	口的	免 (1日)薬名	()
	nux:	来0万無		※町内	7保育	f施 認	ひでは	原則、薬	は預力	かりま	せん。	個	別対応	が可能が	かは、	呆育施語	役に直接	まご相!	換くだ	さい。	
	首	のすわり				かり	月頃	寝返り						か月頃	お座	IJ				かり	貝頃
	۸٠.	イハイ				かり	月頃	つかま	り立ち					か月頃	歩き	始め				か月	月頃
	人.	見知り				か月頃 親の後追い か				か月頃											
	音	音や声のする方を向きますか? 口はい 口いいえ 視線が合いますか?									きすか?				はい		いいき	ž.			
発達	「~持ってきて」等の簡単な指示を理解して行動しますか?												はい		ハいえ						
発達の状況	٦٦	「マンマ チョウダイ」「ワンワン キタ」等の2語文を話しますか?												はい		ハいえ					
況	Ľ.	っとしていない	ハとし	ハけなし	い場面でじっとしていることが苦手ですか?									はい		ハいえ					
	h	*体验*		4	4か月			10か月					1歳6	か月 3歳							
	193	康診査	口未	: □ 侹	!康	口要	便観察	□未	□健	康	□要勧	見察	口未	□健原	E 🗆	要観察	□未	口倒	康	□要	視察
		申込後から														١.					
_	-				「相談している病院等(町の療育事業を含む)があれば、ご記入ください。 「相談している人は誰ですか? □配偶者 □祖父母(□父方 □母方) □その他() □いない											_					
	-		_	で相談し	てい	る人	は誰で	ですか?		配偶者	š 🗆	祖父	:母(□:	父方 口	母方)	□そσ)他()	□いた	よい
その	現	在の保育状	況				家庭	(内·	外)	で			が保育	うしている	る)(に在第	一	
の他	上	記以外で、健康	東上·	発達上?	気にな	ること	とや食	事等で生	活上配	慮が必	多要なこ	とを	記入して	ください。	•						
	ı																				
				平日	4	一前		時	分	~	午	後	時	ř	分						\neg
保育	育を名	希望する時間	1]	土曜	4	F前		時	分	~	午	後	時	ŧ	分						
				送り		父口] 母[□祖父母	□₹∅	D他()	方法	口徒步	5 口自	転車口	自動車	□₹0	0他()
児記	重の)	送迎者及び	方法					□祖父母)	方法				自動車)
\vdash				祖父				(- 10 ()		73.24	- 142	祖父				(.)
žΒ		氏名(生年月	日)	祖母				(<u> </u>	÷	5	氏	名(生年	月日)	祖母				(.		
祖父母	父方			₹		_					母方				Ŧ	_					
174		住所及び連絡	格先			_		_				住	所及び近	車絡先			_		_		
N/. 2	日小日	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	171	t W 鱼:	連終件	- الم	で体田	する提合	があい	± #											
7K 1	4	・大田中ゴノルトー ノリ		o. m.m.)	生相刀		₹ ix m	ラックの口	W-0077	J- 7 0											

11/11